

2023年8月

Contents

- I. 【エジプト】プライベート・フリーゾーンの設立要件の緩和
- II. 【メキシコ】営業秘密に関する規制 (3)
- III. 【シンガポール】職場における公平な雇用慣行法案の最終報告書及び提言の発表
- IV. 【韓国】個人情報保護法の改正 (2023年9月15日施行)

I. 【エジプト】プライベート・フリーゾーンの設立要件の緩和

1. はじめに

2023年6月4日、エジプトでは、2017年6月1日に施行された新投資法(Law No.72/2017)の施行規則(Decree No.2130/2017)(以下「旧施行規則」という。)を一部修正する施行規則(Decree No.2140/2023)(以下「新施行規則」という。)が公布された。

新施行規則の下では、プライベート・フリーゾーン(Public Free Zone)の設立要件が一部緩和されたため、本稿では、同設立要件の緩和について、紹介したい。

2. フリーゾーンとは

フリーゾーンには、パブリック・フリーゾーン(Public Free Zone)¹とプライベート・フリーゾーン²の2つがあり、前者のパブリック・フリーゾーンは、輸出入手続きを容易にするため、港湾又は空港に隣接した場所³に設置されており、関税の免除、現地調達時のVATの免除等一定の税制上の優遇措置を受けることができる。後者のプ

1 パブリック・フリーゾーンの詳細については、以下の政府系サイト(GAFI)で確認することができる。

https://www.gafi.gov.eg/English/StartaBusiness/InvestmentZones/PublishingImages/Pages/FreeZones/En_Pub_all%20final.pdf

2 プライベート・フリーゾーンの詳細については、以下の政府系サイト(GAFI)で確認することができる。但し、新施行規則の公布前の情報であることに留意が必要である。

https://www.gafi.gov.eg/English/StartaBusiness/InvestmentZones/PublishingImages/Pages/FreeZones/En_Pri_all_final.pdf

3 上記の政府系サイト(GAFI)の情報に基づくと、現状、パブリック・フリーゾーンは、アレキサンドリア(Alexandria)、スエズ(Suez)、ポートサイド(Port Said)、ダミエッタ(Dameitta)、イスマイリア(Ismailia)、シェビン(Shebin)、メディア・シティ(Media City)、ナスル・シティ(Nasr City)及びクフト(Qeft)の9つの場所に設置されている。

プライベート・フリーゾーンは、パブリック・フリーゾーンと同様、一定の税制優遇を受けることができるものの、投資・フリーゾーン庁(General Authority for Investment and Free Zones)(以下「GAFI」という。)の承認の取得が条件とされており、その設立には、下記 3. で記載するとおり、GAFI が定める一定の要件を満たす必要がある。

3. プライベート・フリーゾーンの設立要件

プライベート・フリーゾーンの設立要件として、従来、旧施行規則の下では、①パブリック・フリーゾーン内に適した場所がないこと、②最低資本金として 1,000 万 USD 以上が拠出されること、③総投資額が 2,000 万 USD 以上であること、④少なくとも 500 人以上の正規雇用の労働者(Permanent Employee)を雇用すること、⑤プロジェクトに用いられるスペースが少なくとも 2 万平方メートル以上であること、⑥株式会社(Joint Stock Company)又は有限責任会社(Limited Liability Company)のいずれかの会社形態であること、⑦輸出割合が 80%以上を占めること、及び⑧ローカル企業から原材料の 30%以上を調達すること、等が課されていた。

この点、新施行規則の下では、上記の要件が大幅に緩和され、具体的には、上記①②③④⑤の要件が撤廃され、また、上記⑧の要件については、3 年間の猶予期間が付与されることとなった。

4. まとめ

以上より、エジプトの新投資法に関する施行規則の改正が行われ、外資誘致という目的の下、プライベート・フリーゾーンの設立要件が大幅に緩和されることによって、特に製造業を中心とする外国投資家にとってはエジプト市場への参入障壁がより引き下げられたと評価することができるものと思われる。他方、新施行規則の下でプライベート・フリーゾーンの設立の実務運用は必ずしも明らかではないため、引き続き、最新の实務運用を十分に確認することが望ましい。

【エジプト】
弁護士 山口 健次郎

II. 【メキシコ】営業秘密に関する規制（3）

1. はじめに

前稿([こちらの](#) 5 頁から 7 頁)では主にメキシコ営業秘密規制により保護される「営業秘密 (*Secreto Industria*)」及び禁止される「不正流用 (*Apropiación Indevida*)」の内容を解説するとともに、自社の情報を保護するために必要な対応についても言及した。本稿では、営業秘密の不正流用等がなされた場合になしうる対応と、自社又は自社の従業員によるメキシコ営業秘密規制違反を予防するために必要な対応について解説する。

2. 総論

メキシコ営業秘密規制上、以下のエンフォースメントが予定されている。

行政上の制裁⁴
民事上の責任追及⁵
刑事上の責任追及⁶

改正以前は、エンフォースメントとしては刑事責任追及しか存在しなかったところ、行政上の制裁と民事責任追及がエンフォースメントに加わったことで営業秘密の保護が手厚くなったといえる。さらに、行政機関⁷又は裁判所による差止請求もなされるようになった⁸。

さらに、行政上の制裁も刑事責任追及もいずれも職権でのみ発動されるのではなく、営業秘密の不正流用の被害に遭った企業は刑事責任追及の要請⁹も行政処分の要請¹⁰もできる。もちろん、民事上の責任追及のために訴訟提起したり、行政機関又は裁判所による差止命令を要請したりすることも可能である¹¹。

3. 行政上の制裁

以下の行為が行政上の制裁の対象となる¹²。

営業秘密の不正流用
営業秘密につき正当な権利を有する者の同意を得ることなく営業秘密を使用して商品等を生産、販売、輸入、輸出、保管等すること

4 産業財産保護法 386 条以下

5 産業財産保護法 406 条

6 産業財産保護法 402 条

7 独立行政機関であるメキシコ産業財産権機構 (*Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial* (通称「IMPI」という。)) が管轄行政機関である。

8 産業財産保護法 344 条及び 408 条

9 産業財産保護法 402 条

10 産業財産保護法 328 条

11 産業財産保護法 344 条、407 条及び 408 条

12 産業財産保護法 386 条

調査は、行政機関により職権で開始されるのみならず、利害関係者の要請によっても開始される¹³。つまり、被害を受けた企業としては調査の開始を要請できる。

行政上の責任の具体的な内容は 250,000UMA¹⁴(約 217,854,000 円)以下の制裁金(ただし、再犯の場合や侵害が継続する場合等には加重される。)、90 日以下又は無期限の業務停止等である¹⁵。制裁金の具体的な額は、侵害行為の態様や生じた損害等を考慮して決定され、故意の侵害行為の場合や再犯の場合には加重される¹⁶。

さらに、上記の制裁金とは別に、行政機関による侵害行為の認定がなされた後、侵害を受けた者は、証拠及び侵害行為により生じた損害又は侵害者が得た利益等の価値指標を提出することにより侵害者に対して補償を求めることができ、補償額は最低でも正当に算定された価値指標の 40%以上となる¹⁷。

4. 民事上の責任追及

侵害を受けた者は、上記のとおり、行政機関による侵害行為の認定を待つて補償を求められることもできるが、直接裁判所に訴訟提起することにより侵害者に対して補償を求められることもできる¹⁸。

5. 刑事上の責任追及

下記のいずれかを犯した場合には、刑事処罰の対象となる¹⁹。

自らの職務、地位、職業遂行、取引関係を通じて知り得た営業秘密を、営業秘密該当性を告げられていたにもかかわらず、営業秘密につき正当な権利を有する者の同意を得ることなく、図利加害目的で第三者に開示すること

営業秘密につき正当な権利を有する者の同意を得ることなく、図利加害目的で営業秘密を窃取すること

自らの職務、地位、職業遂行、取引関係を通じて知り得た営業秘密に含まれる情報等を、営業秘密につき正当な権利を有する者の同意を得ることなく、図利加害目的で利用すること

営業秘密につき正当な権利を有する者の同意を得ることなく図利加害目的で営業秘密を取得し、利用し又は開示すること

刑事処罰として、2 年以上 6 年以下の懲役及び 1,000UMA 以上 300,000UMA 以下(約 871,416 円以上 261,424,800 円以下)の罰金が科される²⁰。

13 産業財産保護法 386 条

14 *Unidad de Medida y Actualización* (通称「UMA」という。)という、法令上支払われるべき金額を算出するための経済単位である。2023 年現在、UMA は <https://www.inegi.org.mx/temas/uma/>にて確認可能である(1UMA= 103.74 メキシコペソ)。日本円換算額は、1 メキシコペソ=8.4 円で計算している。

15 産業財産保護法 388 条、390 条及び 392 条。なお、制裁金の算定に用いられる UMA の額は侵害行為時の額である。

16 産業財産保護法 390 条及び 392 条

17 産業財産保護法 343 条、396 条及び 397 条

18 産業財産保護法 396 条及び 409 条

19 産業財産保護法 402 条

20 産業財産保護法 403 条。なお、罰金の算定に用いられる UMA の額は違反行為時の額である。

6. 差止請求

行政機関は、侵害行為の中止並びに侵害行為の結果として製造された商品等を市場から回収すること及びその将来の流通を禁止すること等を命じることができる²¹。かかる差止命令は被害者からの要請があった場合のみならず、職権によってもなされうる²²。行政上の差止を要請する者は、(i)自らが正当な権利者であることを証明することに加え、(ii)権利侵害が生じていること、権利侵害が差し迫っていること、回復不能な損害が生じること又は証拠隠滅等の可能性を示す証拠があることを証明する必要がある²³。

また、裁判所も、差止命令を出すことができる²⁴。

7. 求められる対応

上記のとおり、数種類のエンフォースメントが設けられるに至ったことで、より一層営業秘密の保護が期待できる環境が整備されたと評価できる。一方で、他社の営業秘密に関する問題の発生を予防するよう努める必要性が高まったともいえる。すなわち、自社又は自社の従業員によるメキシコ営業秘密規制違反を予防するための措置を講じる必要がある。

メキシコ営業秘密規制上、どのような措置を講じるべきかについての詳細な規定はなく、また、現状ガイドライン等も見当たらない。しかし、前稿で紹介した「不正流用」の定義及び「不正流用」からは原則として(i)営業秘密として主張される情報の独自の発見又は創造及び(ii)営業秘密であることを知らずになされる第三者からの情報の合法的な取得が除かれることに鑑みると、他の法域でも推奨されているように、(a)自社情報の独自性を立証できるようにしておくことと(b)他社の営業秘密の意図しない取得の防止措置を講じることが肝要である²⁵。

(a)自社情報の独自性立証のための対策としては、情報の作成・取得の過程を記録し適切に管理すること、認証システム等の活用による記録の信用性向上のための措置を講じることが考えられる。(b)他社の営業秘密の意図しない取得の防止措置としては、転職者採用の際に営業秘密等の持ち込みをしない趣旨の誓約書を取得するとともに採用後も適切に業務内容等を確認すること、共同研究開発の際に情報の混合が生じるのを防ぐべく他社から得る情報を厳選したり情報の分別管理を徹底すること等が考えられる。

【メキシコ】
弁護士 西山 洋祐

21 産業財産保護法 344 条

22 産業財産保護法 344 条

23 産業財産保護法 345 条

24 産業財産保護法 407 条及び 408 条

25 経済産業省「[秘密情報の保護ハンドブック ～企業価値向上に向けて～](#)」129 頁から 143 頁参照

Ⅲ.【シンガポール】職場における公平な雇用慣行法案の最終報告書及び提言の発表

1. はじめに

※職場における公平な雇用慣行法案(Workplace Fairness Legislation)については、2023年4月号の記事にて取り上げましたが(https://www.amt-law.com/publications/detail/publication_0026486_ja_001)、本稿はそれをアップデートするものです。

4月号の記事に記載したとおり、職場における公平な雇用慣行法案(Workplace Fairness Legislation)(以下「WFL」という。)は、職場における公平な枠組みをさらに強化するものである。WFLにおいては、公平な雇用慣行に関する政労使ガイドライン(Tripartite Guidelines on Fair Employment Practices)(以下「本ガイドライン」という。)を補完し、差別的慣行を行った雇用主に対するより多様な処分が規定されることが提言されている。また、従業員が報復防止規定によって保護され、差別に直面した際に支援を求める選択肢が増えることも期待されている。

2023年8月4日、シンガポール政府は、職場における公平性に関する政労使委員会(Tripartite Committee on Workplace Fairness)(以下「本委員会」という。)によるWFLに関する最終の提言を受け入れた。最終報告書は、雇用主、従業員及び人事関係者を含む利害関係者との協議及び取決めを経て発表された。最終報告書には、新たな提言が追加され、WFLがより明確化された。

2. 中間報告書以降のアップデート

2月発表した中間報告書に既に記載されていた20項目の提言に加えて、新たに以下の2項目の提言が追加され、現在では、提言は合計22項目となった。

- (a) 「職場における差別に対する保護を強化すること」に関しては、「差別とは、保護されるべき特性を理由に不利な雇用決定を下すことであると定義すること」が追加された。
- (b) 「組織のニーズと国の目標をサポートすること」に関しては、「障害者への合理的配慮に関して政労使勧告を発出すること」が追加された。

さらに、本委員会は、提言に含まれる「保護されるべき特性」の概念について以下のとおり説明し、定義を明確にした。

- (a) 「障害」の定義は、共生社会基本計画(Enabling Masterplan)のものを採用し、「自閉症、知的障害、身体障害若しくは感覚障害又はそれらの複合障害で、個人の日常生活を送る能力に相当の影響を及ぼすもの」とする。
- (b) メンタルヘルス疾患は、医学的に認定された精神障害をいう。
- (c) 「妊娠」には、法令に基づく出産休暇中の女性、授乳中の働く母親及び今後出産する予定であることを表明している女性を含む。

- (d) 介護・看護者は、両親、義理の両親、配偶者又は子どもの介護・介護をする従業員をいい、性別や同居別居を問わない。

3. 企業が取るべき措置

WFL は、採用から退職まで、雇用の全段階を対象とする。日系企業を含むすべての在シンガポール企業は、苦情対応手順の設定や従業員への周知等、WFL に基づく雇用主側の要件及び罰則に留意する必要がある。

苦情を受けた場合、雇用主は、必ず調査を行い、経過を記録し、被害を受けた従業員に結果を報告し、すべての過程において従業員の身元を秘匿しなければならない。職場における差別を報告した従業員に対する解雇、減給やハラスメント等の報復も禁じられている。WFL に基づき、あからさまな差別的行為を是正しようとする雇用主は、名称を公表される場合もある。

証拠がほぼ存在しない状態で申立人が申立過程の進行を主張する等、従業員が根拠のない申立てをした場合に厳しい措置を取ることも盛り込まれた。このような場合、雇用主は、調停を選択するか、労働請求裁判所(Employment Claims Tribunal)に迅速に提訴し、取消しを求めることができる。

小規模な企業(従業員数が 25 名未満の企業)については、WFL につき、5 年間の適用猶予に係る規定があることにも留意する必要がある。もともと、小規模な企業に対する適用猶予は一時的な措置にとどまることから、小規模な企業においても、本ガイドライン及び最終報告書内の提言に照らして、早期に既存の人事・雇用方針を見直すことは有益であると考えられる。

具体的な提言は、最終報告書に記載されており、次のリンクから閲覧できる。<https://www.mom.gov.sg/-/media/mom/documents/press-releases/2023/tripartite-committee-on-workplace-fairness-final-report.pdf>

4. 今後の動向

WFL は、2024 年下半期に施行される見込みで、その場合、2029 年以降、小規模な企業にも適用されることとなる。WFL についての最終提言が受理されたため、WFL の内容は、本ガイドライン及び最終報告書に沿ったものとなる可能性が高い。雇用主においては、WFL 施行に備え、これらの資料を検証しておくことが望まれる。

【シンガポール】
弁護士 高橋 玄
弁護士 ジェスリン コー

IV. 【韓国】個人情報保護法の改正(2023年9月15日施行)

1. はじめに

韓国の改正個人情報保護法(以下「改正法」という。)が今年3月14日に公布され、9月15日から施行される予定である。同改正は、①個人情報処理可能事由の合理化、②情報主体の個人情報に対するコントロールを強化するための転送要求権、AI等を利用した自動化された決定に対する拒否・説明要求権の新設、③国際基準に適合するための個人情報の国外移転要件の多様化及び保護措置の強化、④移動型映像情報処理機器の運営基準の策定、⑤個人情報紛争調停制度の強化、⑥一部の刑事罰の課徴金賦課への転換及び課徴金の上限の引上げ等をその主要な改正内容としている。

2. 改正韓国個人情報保護法の概要

(1) 個人情報可能事由の合理化

現行韓国個人情報保護法(以下「現行法」という。)は、情報主体の同意を得ずに個人情報を処理できる場合の一つとして「情報主体との契約の締結及び履行のために必ず必要な場合」をあげているが、改正法では「必ず」の要件を削除して「情報主体と締結した契約を履行し又は契約を締結する過程で情報主体の要請による措置を履行するため」とすることで、企業の合理的な個人情報の収集・利用を促進することを企図している(改正法第15条第1項第4号)。

また、現行法は情報主体の同意を得ずに個人情報を処理できる場合のうち、「情報主体又はその法定代理人が意思表示のできない状態又は住所不明等で、事前同意を得ることができない場合であって、明らかに情報主体又は第三者の急迫した生命、身体、財産の利益のために必要と認められる場合」から「事前同意を得ることができない場合」の要件を削除することで、国民の生命等の保護のために急迫した場合、情報主体の同意を得ることができるとは問わず、個人情報の収集・利用・提供ができることとした(改正法第15条第1項第5号)。

加えて、改正法はコロナ等の公衆衛生の目的で、「公衆衛生等公共の安全と安寧のため緊急に必要な場合」にも情報主体の同意を得ずに個人情報を処理できるようにした(改正法第15条第1項第7号)。

(2) 情報主体の個人情報に対するコントロール強化

改正法では、自分の個人情報を保有している企業・機関に対し、当該情報を自分又は第三者に転送するよう要求できる「個人情報転送要求権」を情報主体の権利として新設した。転送要求が可能な情報は、情報主体の情報の同意を得て処理される個人情報、又は、締結した契約を履行し若しくは契約を締結する過程で情報主体の要請による措置を履行するために処理される個人情報等に限定され、また、コンピューター等情報処理装置で処理される個人情報である必要がある。但し、個人情報処理者が収集した個人情報を基に分析・加工して別途作成した情報は転送を要求することができない(改正法第35条の2)。

また、人工知能等新技術の発展に伴い自動化された決定(人工知能技術を適用したシステムを含む完全に自動化されたシステムで個人情報を処理してなされる決定)が人事採用や福祉受給者選定等で幅広く活用されるようになってきており、それに起因する新たなプライバシーへの影響が懸念されるようになった。そこで、改正法においては、個人情報処理者は自動化された決定の基準及び手続、個人情報が処理される方式等を情報主体が容易に確認できるよう公開しなければならないものとされた。そして、完全に自動化された決定が情報主体の権利又は義務に重大な影響を与える場合、当該情報主体は当該決定を拒否でき、又は当該

決定に関する説明等を要求できることになった(改正法第 37 条の 2)。

(3) 個人情報の国外移転要件の多様化及び保護措置の強化

オンライン電子商取引の増加や海外データセンターの利用等で個人情報の国外移転の必要性が増加しているが、現行法は個人情報の国外移転のために情報主体の別途同意を要求している。改正法ではこのような個人情報の国外移転のニーズを反映し、情報主体の同意なしに国外移転できる場合を、①法律又は条約等に規定がある場合、②情報主体との契約締結及び履行の為に個人情報の処理委託・保管が必要な場合であって、一定の事項を個人情報処理方針において公開し、又は、情報主体に知らせた場合、③個人情報の移転を受ける者が個人情報保護委員会が定めて告示した認証を受けた場合、④個人情報が移転される国家・国際機関の個人情報保護水準が韓国個人情報保護法に基づく保護水準と同等であると個人情報保護委員会が認めた場合等、多く認めることとした(改正法第 28 条の 8)。

他方、個人情報の柔軟な国外移転に伴い保護措置を強化するため、個人情報処理者が国外移転に関連する一定の規定に違反した場合、及び、個人情報を受ける者や個人情報が移転される国家等が、韓国個人情報保護法による個人情報の保護水準に比べて、個人情報を適切に保護せず情報主体に被害が生じたり、生じる恐れが著しかったりする場合、個人情報保護委員会は、個人情報処理者に対し個人情報の国外移転を中止することを命じることができる規定が新設された(改正法第 28 条の 9)。

(4) 移動型映像情報処理機器の運営基準の策定

「移動型映像情報処理機器」とは、人が身体に着用又は携帯したり、移動可能な物体に装着又は据置して人や物の映像等を撮影したり、これを有・無線網を通じて送信する装置で、大統領令で定める装置をいう。移動型映像情報処理機器が付着された自動運転車、ドローン、配達ロボット等は日常生活において幅広く利用されているが、個人情報に関しては明らかな基準がないままこれまで運営されてきた。そこで、改正法では移動型映像情報処理機器について合理的な運営基準を策定した。

改正法によると、公開された場所において業務目的で移動型映像情報処理機器を利用して個人又はその個人と関連する事物の映像を撮影することは原則禁止されるが、個人情報の収集・利用事由(改正法第 15 条第 1 項各号)に該当する場合、又は情報主体が撮影事実を知ることができるよう(光、音、案内板等で撮影事実を明らかに表示する必要がある。)にしたにもかかわらず、撮影拒否の意思を明らかにしなかった場合には撮影が許容される(改正法第 25 条の 2)。

(5) 個人情報紛争調停制度の強化

韓国においては個人情報に関する紛争の調停のため、個人情報紛争調停委員会をもって個人情報紛争調停制度を運営してきた。但し、現行法によれば調停が申し立てられた場合、公共機関でない機関・団体等は調停に応じる義務がなく、紛争調停委員会には事実確認のための調査権が与えられていなかったため、積極的な調停には限界があった。

それで、改正法では、①個人情報紛争調停の申立てに応じる義務の対象を公共機関からすべての個人情報処理者に拡大し(改正法第 43 条)、②紛争調停に関連して事実確認が必要な場合、現場出入り及び資料調査等の事実調査に関する法的根拠を明確にし(改正法第 45 条)、③当事者が調停案に対して受諾の有無を通知しなかった場合、現行法では「拒否」とみなしていたものを逆に「受諾」とみなすこととした(改正法第 47 条)。

(6) 刑罰中心の制裁を経済制裁中心に転換

改正法は、現行法上刑事罰の対象となる法違反行為のうち、一部の事項については刑事罰を軽減又は削除し、課徴金・過怠料²⁶に転換した。また課徴金に関し、現行法においては違反行為毎に賦課基準が異なっていたが、改正法はこれらの課徴金規定を統合し、その上限を「全体売上額の 3%」に引き上げた。ただ、課徴金を算定する際には、違反行為に相応する効果となるよう「違反行為と関係のない売上額」は除外することになった(改正法第 64 条の 2 新設)。

3. まとめ

今回の改正は、情報主体の権利強化、個人情報の処理を伴う事業の活性化、グローバル基準に合致する法制度の整備等をその内容とするものであり、個人情報の保護を図りつつ経済活動の合理的な促進をバランスよく図る意義を有する。

個人情報の処理を伴う事業を営む事業者としては、移動型映像情報処理機器に関連する明確な規定が新設される等により事業運営が円滑になった部分もある反面、今回の改正で新たに導入された情報主体の権利及び情報処理者の義務等を反映して社内の個人情報政策、システム、及び個人情報処理方針等を検討する必要があることに留意されたい。

【韓国】

弁護士 龍野 滋幹
弁護士 李 直玟

26 行政法上の義務違反に対する制裁として賦課・徴収される金銭であり、刑事罰ではない。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com